九州短期大学共創プラットフォームの会費に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、九州短期大学共創プラットフォームの組織に関する規程（令和7年9月24日制定）第4条第2項の規定に基づき九州短期大学共創プラットフォーム（以下「JC-Link」という。）の会費に関し必要な事項を定めるものとする。

（会費）

第2条 JC-Link の会費は年額とし、参画機関の区分に応じ、次に掲げるとおりとする。

(1) 連携校 当該年度の事業計画等に基づき九州短期大学共創プラットフォーム統括委員会（以下「統括委員会」という。）が定めた拠出金とする。

(2) 協力機関 協力機関と統括委員会との協議によって決める。

(3) 外部参画機関 1口 10,000 円とし、1口以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、統括委員会が認めた場合は、会費を徴収しないことがある。

（会費の納入方法）

第3条 JC-Link の会費は、原則として当該年度の5月31日までに納入するものとする。

2 年度途中に参画する機関は、参画する日に会費を納入するものとする。

（会費の不返還）

第4条 すでに納入した会費は、返還しない。

（会費の使途）

第5条 第2条に規定する会費の使途は、JC-Link の運営、活動に充てるものとする。

（規程の改廃）

第6条 この規程の改廃については、統括委員会で審議する。

（雑則）

第7条 この規程に定めるもののほか、会費に関し必要な事項は、統括委員会が別に定める。

附 則 この規程は、令和7年9月24日から施行し、令和7年3月25日から適用する。